

農林土木工事特記仕様書（平成27年6月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成24年5月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成24年5月」の【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載の「徳島県農林土木工事共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のことを適用するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第3条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本工事における特記仕様事項を記載）

（工事着手日選択契約方式による契約工期等）

第4条 本工事は、受注者が人員や資機材を効率的に配置し、生産性の向上を目的とした「工事着手日選択契約方式」の試行工事であり、次の各号を適用する。

（1）入札情報等に記載の工期は、「工事着手日から完成の日（工期の末日）までの〇〇日間」に「工事開始日（工期の始期日）から工事着手日の前日までの30日間」を加えた期間を見込んでいる。

（2）受注者は工事開始日から60日以内の任意の日を工事着手日と定め、契約前に工事着手日通知書（様式1）により発注者に通知しなければならない。

（3）契約する工期は、〇〇日間に「工事開始日から前項で通知した工事着手日の前日までの期間（以下、「着手前期間」という。）」を加えた期間とする。

ただし、着手前期間が30日以内の場合は、〇〇日間に30日を加えた期間とし、以下の各号は適用しない。

※最短の工期：△△日間（〇〇日+30日）～最長の工期：□□日間（〇〇+60日）

（4）契約後、（2）号の工事着手日より早期に着手する場合は、（3）号を準用して工期の契約変更を行う。なお、着手前期間が30日以内となる場合は、契約変更日以降、以下の条項を適用しない。

（5）工事着手日までは、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

（6）工事着手日までは、主任技術者及び現場代理人を配置することを要しない（「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」は、通常工事と同様の期限内に提出が必

要)。

(7) 契約後の不測の理由により、工事着手日までに応急工事等の必要が生じた場合は、選任済みの主任技術者等に替えて、別の主任技術者等を配置（書面（任意様式）で報告）し、応急工事等に着手することができる。

(8) 工事着手日選択契約方式の適用により増加する経費は、受注者の負担とする。

「工事着手日選択工事」における契約工期

